

標題

有害液体汚染防止緊急措置手引書 (Shipboard Marine Pollution Emergency Plan for Noxious Liquid Substances) について(その2)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0492
発行日 2002年11月15日

各位

先の ClassNK テクニカルインフォメーション No. 390(2000年12月28日付)にてお知らせしておりますとおり、MARPOL 73/78 付属書II 第16規則により、2003年1月1日までに、総トン数150トン以上の有害液体物質ばら積船に対し「有害液体汚染防止緊急措置手引書」(以下、手引書という)の備え付けが要求されます。

2003年1月1日の期日が迫っておりますが、まだ、多くの船舶において、手引書の備え付けが完了していません。完了していない船舶については、至急手引書を作成の上、承認及び備え付けの確認検査を完了されますよう改めてお願い致します(手引書の承認のみならず、本船備え付けの確認検査も期日までに要求されます)。

尚、日本籍船舶の場合、猶予期限を過ぎ承認された手引書の備え付けの確認検査が完了していない場合は、船級登録の消除の対象となりますのでご注意願います。

本件に関する資料を添付致しますので参考下さい。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部または検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 (機関部)

03-5226-2027 (検査技術部)

Fax: 03-5226-2024 (機関部)

03-5226-2029 (検査技術部)

E-mail: mcd@classnk.or.jp (機関部)

svd@classnk.or.jp (検査技術部)

添付:

1. 有害液体汚染防止緊急措置手引書(Shipboard Marine Pollution Emergency Plan for Noxious Liquid Substances) について

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

ClassNK テクニカル インフォメーション No. TEC-0492
添付 1

有害液体汚染防止緊急措置手引書 (Shipboard Marine Pollution Emergency Plan for Noxious Liquid Substances) について

1. 対象船舶

総トン数 150トン以上の有害液体物質ばら積船が対象となります。
ケミカルタンカー以外の船舶であっても「ばら積みの有害液体物質の輸送のための国際汚染防止証書」(International Pollution Prevention Certificate for the Carriage of Noxious Liquid Substances in Bulk)が発給されている船舶、または、日本籍船にあって、「検査証書」に「有害液体物質ばら積み船」の記載がある船舶も対象となりますのでご注意ください。

2. 有害液体汚染防止緊急措置手引書の内容について
手引書を作成する場合は「海洋汚染防止の構造及び設備規則及び同検査要領」及び IMO で定めた「油及び又は有害液体汚染防止緊急措置手引書作成の指針 (MEPC Res.85 (44))」に従って作成下さい。

手引書を作成する為の Model が International Chamber of Shipping (ICS) により作成されており、日本船主協会殿、または、ICS の下記 Website より入手可能です。

<http://www.marisec.org/resources/SMPEP.htm>

また、日本籍船舶の内航船に対しては、手引書のひな型が日本海難防止協会から発行 (非売品) されていますので参考までに申し添えます。

なお、「油濁防止緊急措置手引書」(SOPEP) 及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の両方を備える船舶については、両手引書の内容を兼ね備えた合冊とすることができます。この場合の手引書名は「海洋汚染防止緊急措置手引書 (Shipboard Marine Pollution Emergency Plan)」として下さい。

3. 手引書の承認及び検査について

- (1) 日本籍船舶については、弊会が上記設備規則に基き手引書の承認及び本船備え付けの確認検査を行います。尚、検査は原則として日本人検査員が行います。
- (2) 次の国籍を有する船舶については、弊会が政府の代行として手引書の承認及び本船備え付けの確認検査を行います。
Antigua and Barbuda, Australia, Bahamas, Barbados, Bolivia, Brunei, Cambodia, Cape Verde, Cayman Island(*), Cyprus, Denmark, Equatorial Guinea, Georgia, Greece, Hong Kong, Iceland, Kuwait, Liberia, Luxembourg, Marshall Is., Panama, Philippines, Seychelles, Singapore, St. Vincent and Grenadines, Switzerland, Turkey, Vanuatu
(*):各船毎の承認が必要です。
- (3) その他の国籍を有する船舶については、各船毎に当該政府に確認する必要があります。

4. 手引書承認の申込について

弊会 機関部に 2 部以上提出願います。(1 部は弊会の控えとなります)また、提出の際には次の事項を記載した申込書を添付願います。

申込者の会社名、住所、ご担当者名、電話及びファックス番号

- (1) 船名、船級番号
- (2) 検査予定日及び場所
- (3) 承認後の手引書の返却先
- (4) 承認手数料の請求先(申込者と異なる場合)

なお、上記日本籍内航船用の標準書式については、本会の支部及び事務所でも承認致します。この場合には、提出部数は1部で差し支えありません。

新造船で造船所を経由して提出される場合は、図面送付伝票(機関部)をご利用願います。

5. その他

船主等関係者への連絡の為、対象船舶であって手引書備え付けの確認検査の完了していない船舶にあつては、以下のような注意事項を「検査日のお知らせ(List of Survey Status)」に記載しております。この注意事項は、手引書の備え付けが確認された船舶から削除致します。

注意事項: 承認された有害液体汚染防止緊急措置手引書を 2003 年 1 月 1 日までに備え付けること。

Note: The approved Shipboard Marine Pollution Emergency Plan for noxious liquid substances to be placed onboard by 1st January 2003.